

# 第7回

大野郡5町2村合併協議会

# 会議録

## 第 7 回大野郡 5 町 2 村合併協議会議事録

開催日時	平成16年1月15日(木)午後1時30分から午後4時00分
開催場所	清川村中央公民館大集会室
出席者	別紙
経過報告 議 事	<p>(経過報告)</p> <p>議案第 12 号 大野郡5町2村合併協議会公立医療施設総合検討専門委員会 設置規程について</p> <p>議案第 13 号 大野郡5町2村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規定 の一部改正について</p> <p>協議事項 &lt; 新規協議 &gt;</p> <p>協議第 9 号 町名・字名の取扱いについて          協議第 13 号 財産の取扱いについて          協議第 14 号 特別職の身分の取扱いについて          協議第 15 号 条例・規則等の取扱いについて          協議第 16 号 事務組織及び機構の取扱いについて          協議第 17 号 一部事務組合等の取扱いについて(その1)          協議第 18 号 国民健康保険事業の取扱いについて          協議第 19 号 介護保険事業の取扱いについて          協議第 20 号 衛生事業の取扱いについて          協議第 21 号 環境対策事業の取扱いについて          協議第 22 号 社会福祉協議会の取扱いについて(その1)          協議第 23 号 学校教育事業の取扱いについて(その1)</p> <p>&lt; その他 &gt;</p> <p>協議第 24 号 新市の名称について(その2)</p> <p>提案事項</p> <p>協議第 25 号 行政区の取扱いについて          協議第 26 号 学校教育事業の取扱いについて(その2)          協議第 27 号 社会教育事業の取扱いについて(その1)</p> <p>その他</p> <p>第 8 回大野郡 5 町 2 村合併協議会の日程について</p>
議 長	大野郡5町2村合併協議会 会長 芦 刈 幸 雄

# 会 議 次 第

委嘱状交付

1. 開会あいさつ
2. 会長あいさつ
3. 開催地町村長あいさつ
4. 経過の報告
5. 議事録署名人の指名について

## 6. 議事

### 議 案

- 議案第 12 号 大野郡 5 町 2 村合併協議会公立医療施設総合検討専門委員会設置規程  
について
- 議案第 13 号 大野郡 5 町 2 村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程  
の一部改正について

### 協 議

#### < 新規協議 >

- |          |                       |                |
|----------|-----------------------|----------------|
| 協議第 9 号  | 町名・字名の取扱いについて         | 「協定項目第 19-2 号」 |
| 協議第 13 号 | 財産の取扱いについて            | 「協定項目第 5 号」    |
| 協議第 14 号 | 特別職の身分の取扱いについて        | 「協定項目第 12 号」   |
| 協議第 15 号 | 条例・規則等の取扱いについて        | 「協定項目第 13 号」   |
| 協議第 16 号 | 事務組織及び機構の取扱いについて      | 「協定項目第 14 号」   |
| 協議第 17 号 | 一部事務組合等の取扱いについて（その 1） | 「協定項目第 15-1 号」 |
| 協議第 18 号 | 国民健康保険事業の取扱いについて      | 「協定項目第 24 号」   |
| 協議第 19 号 | 介護保険事業の取扱いについて        | 「協定項目第 25 号」   |
| 協議第 20 号 | 衛生事業の取扱いについて          | 「協定項目第 30 号」   |
| 協議第 21 号 | 環境対策事業の取扱いについて        | 「協定項目第 40 号」   |
| 協議第 22 号 | 社会福祉協議会の取扱いについて（その 1） | 「協定項目第 49-1 号」 |
| 協議第 23 号 | 学校教育事業の取扱いについて（その 1）  | 「協定項目第 46-1 号」 |

#### < その他 >

- |          |                 |               |
|----------|-----------------|---------------|
| 協議第 24 号 | 新市の名称について（その 2） | 「協定項目第 3-2 号」 |
|----------|-----------------|---------------|

### 提 案

- |          |                         |                |
|----------|-------------------------|----------------|
| 協議第 25 号 | 行政区の取扱いについて「協定項目第 21 号」 |                |
| 協議第 26 号 | 学校教育事業の取扱いについて（その 2）    | 「協定項目第 46-2 号」 |
| 協議第 27 号 | 社会教育事業の取扱いについて（その 1）    | 「協定項目第 48-1 号」 |

### その他

今後のスケジュールについて

7. 閉会あいさつ

第7回大野郡5町2村合併協議会出席者名簿（平成16年1月15日開催）

町村名	職名	氏名	備考
三重町	三重町長	芦 刈 幸 雄	会長
	三重町議会議長	生 野 照 雄	
	三重町新市まちづくり委員会委員長	小 野 幸 義	
清川村	清川村長	森 健 一	監事
	清川村議会議長	江 藤 秀 明	
	清川村新市まちづくり委員長	衛 藤 康 晴	
緒方町	緒方町長	山 中 博	副会長
	緒方町議会議長	伊 藤 憲 義	
	緒方町新市まちづくり委員会委員長	大 塚 尊 俊	
朝地町	朝地町長	羽田野 昭太郎	
	朝地町議会議長	浅 野 益 美	
	朝地町新市まちづくり委員会委員長	森 憲 一	
大野町	大野町長	佐 伯 和 光	
	大野町議会議長	清 田 満 作	監事
	大野町新市まちづくり委員会委員長	城 井 学	
千歳村	千歳村長	阿 南 宏	
	千歳村議会議長	高 野 健 治	副会長
	千歳村新市まちづくり委員会委員長	宮 成 三 生	
犬飼町	犬飼町長	山 村 昭 三	
	犬飼町議会議長代理	梅 城 徳 金	
	犬飼町新市まちづくり委員会委員長	佐 藤 忠 憲	
大分県	大野地方振興局長	林 満 男	
事務局	局長	赤 嶺 信 武	
	次長	倉 原 浩 志	
		田 北 厚 生	総務班
		江 藤 喜 啓	企画部会
		和 田 裕 之	産業部会
	局員	佐 保 正 幸	総務部会
		後 藤 将 彰	
		清 水 康 士	企画部会
		内 田 健 児	民生部会
		関 谷 隆 一	
		衛 藤 成 史	文教部会
		佐 藤 浩	
首 藤 英 治		総務班	

**司会（赤嶺事務局長）**

それでは皆様こんにちは。定刻になりましたが会議に先立ちまして委嘱状の交付をさせていただきます。清川村議会議長の江藤秀明様どうぞ前のほうにお願いをいたします。

**芦刈会長**

はい、委嘱状の交付をさせていただきます。

《委嘱状》

清川村議会議長江藤秀明様。あなたを大野郡5町2村合併協議会議員に委嘱します。平成16年1月15日大野郡5町2村合併協議会会長芦刈幸雄。どうぞよろしくお願いを致します。（拍手）

**司会（赤嶺事務局長）**

ありがとうございました。新たに委員に就任されました江藤様のほうから一言ごあいさつをいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひ致します。

**江藤委員（清川村村議会議長）**

皆さんこんにちは。ただいま委嘱状をいただきました江藤でございます。この協議会には初めてということでございますが、私は今まで当清川村の新市まちづくり委員会のメンバーとしていろいろと協議をさせていただきました。これから皆さん方と一緒にこの協議会でいろいろさせていただきますが、5町2村の合併問題につきまして互助の精神をモットーとして皆さん方と一緒にこれからもより良い自治体づくりに向けて努力をしていきたいと思っております。今後ともよろしくお願ひします。（拍手）

**司会（赤嶺事務局長）**

ありがとうございました。開会にあたりまして規約第10条第1項により本日の会議は成立しておりますことを報告いたします。早速、会議次第に入らせていただきたいと思いますが、まず開会あいさつを山中副会長よろしくお願ひします。

**山中副会長（緒方町長）**

いささか寒い日が続いておりますけども、新しい年を皆様方健やかに迎えられたと存じます。改めて新年のお慶びを申し上げます。本年初めてであります。第7回大野郡5町2村合併協議会をただ今から開会いたします。どうぞよろしくお願ひします。

**司会（赤嶺事務局長）**

ありがとうございました。続きまして会長あいさつを芦刈会長よろしくお願ひいたします。

**芦刈会長（三重町長）**

はい、皆さんこんにちは。本日は平成16年の年の始めということでございまして、委員の皆さん方には何かとお忙しい中、第7回の大野郡5町2村合併協議会に、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

年が変わりまして本日は初めての協議会でございますが、改めまして新年明けましておめでとうございます。本年につきましても旧年中と変わりませず、ご支援ご指導賜りますようよろしく申し上げます。さて、協議会の開催につきましては昨年12月に再開をいたしまして、月に2回の開催ということでございまして、委員の皆様方もとよりございま

すが、議会議員の皆様方そして新市まちづくり委員の皆様方には膨大な資料に基づきましてご協議をお願いをいたしておりますが、この場をお借りいたしまして心から感謝を申し上げる次第でございます。今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

また本日の協議会から開催場所を5町2村の持ち回りということにさせていただきました。これにつきましては協議会の議論を広く公開をいたしまして、地元の皆様にもそれぞれの町村の合併協議に積極的に参加をしていただくというような趣旨からでございます。

当協議会におきましても、今後とも開かれた協議の中で住民皆様の参加によります合併協議を推進してまいりたいと考えております。今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。なお、本日の議事につきましては議案といたしまして2件、協議事項といたしまして12件、それからその他1件、懸案事項といたしまして3件でございます。多くの案件がございますが、慎重かつ厳正な審議をお願い致しまして開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 司会（赤嶺事務局長）

はい、ありがとうございました。先ほど会長のごあいさつにもありましたように本日から町村持ち回りということで会場を各町村で行うようになっております。本日最初の開催地であります清川村の方々には本日の会場の設営を全部していただき大変ありがとうございました。事務局からもお礼を申し上げたいと思います。そこで本日の開催地の町村長であります清川村長よりごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願い致します。

#### 清川村長

皆さんこんにちは。今ありましたようにこの協議会も合併町村の持ち回りにしようという協議が成立いたしましたして、16年の始まりの月であります。第7回の合併協議会が清川村で開催されます。大変嬉しいご関係を申し上げます。ご覧のように会場としては協議をする会場にふさわしくないというような会場になっておりますけれども、協議の内容はですね十分一つしていただきたいなとお願いを申し上げます。この会場につきましても改装して新しいものという計画はありますけれども、合併後にということに先延ばしにしようということにもなっておりますのでご理解いただきたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

#### 司会（赤嶺事務局長）

ありがとうございました。続きまして経過報告のほうをいたしたいと思います。資料1の1ページをご覧いただきたいと思いますが、12月25日に第6回の協議会を開催しております。ここでそれまでの継続協議でありました協議第6号から協議第12号までの6案件につきまして協議確認を行ったところであります。提案事項としまして12案件を提案いたしましたところであります。

12月26日に第1回の新市名候補選定小委員会を行っております。それから1月8日木曜日であります。第6回の幹事会を行っております。2ページであります。1月9日金曜日あります。第1回議会議員定数等検討小委員会を行っております。この時には制度の説明等を行って提案し持ち帰って議論いただくというふうなことになっております。また同日、町村会主催の総務課長会議が行われております。この資料には出ておりませんが、その場において基金の取扱いについての議論をさせていただいたところであります。

1月13日第14回の町村長連絡会を行い、1月15日本日第7回の協議会という経過であります。以上がこれまでの経過であります。

続きまして、次第の協議以降につきましては規約第10条によりまして会長が議長を務めることになっておりますので、会長よろしく申し上げます。

## 芦刈会長

はい、ここから議長ということで会議を進めさせていただきますが、どうか議事の進行にご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。まず5番目の議事録署名人の指名についてですが、それでは私のほうから議事録署名人の指名をさせていただきます。朝地町町議会議長の浅野益美委員さんと緒方町新市まちづくり委員会委員長の大塚尊俊委員さんをお願いをしたいというふうに思いますが、お二人の方々よろしくお願い申し上げます。

それでは6番目の議事に入らせていただきますが、最初の議案でございますが、これにつきましては大野郡5町2村合併協議会における再開協議のための申し合わせ事項によりまして専門委員会を設置するものでございます。関連がございますので議案第12号、第13号について、第12号の大野郡5町2村合併協議会公立医療施設総合検討専門委員会設置規程について、議案第13号大野郡5町2村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程の一部改正について一括して事務局のほうから説明をお願いします。

## 倉原事務局次長

事務局次長倉原であります。私のほうから一括して説明させていただきます。まず資料1のほうの3ページをお開きください。A4のほうの3ページであります。議案第12号として提案させていただいております。これにつきましては今、会長からお話がありましたように協議再開のための申し合わせ事項に基づき協議会内に専門委員会を設置するという趣旨で提案しております。4ページをお開きください。

設置規程の案として出しておりますが、第1条につきましては、まず今期を協議会の規約、小委員会の規定に基づいて設置したいと。小委員会規程ではございますが、この委員会の性格が医療施設に関わる専門的な検討機関ということでございますので、通常の小委員会とは別の設置規程で本委員会を設けたいということであります。

対象とする施設につきましては第1条の4行目にありますが、緒方町国保総合病院及び清川村国民健康保険直営診療所、この2つの公立医療施設を対象にしたいと。これは合併協定項目のなかで病院、診療所の取扱いというのがございます。その項目との連動を図るという観点から2つの医療施設について総合的に検討したいということでございます。所掌する事務等につきましては第2条に掲げておりますが、担うべき役割、機能から他の医療施設との連携、機能分担、診療体制に関する事項、経営のあり方に関する事項、こういったことにつきまして専門的に検討し、結果を会長のほうに報告するというふうに考えております。組織でございますが、第3条であります基本的には委員を15名以内と考えております。それは分野としては(1)から(5)に掲げております分野から会長が委嘱し、または任命するというふうに考えております。その案につきましては飛びますが6ページをお開きください。

6ページに区分、医療関係者から行政関係者まで大野郡医師会の会長を含む医師会から2名、三重病院の院長様、緒方病院の院長様、清川村診療所の所長様、あと受療関係者としましては大野郡老人クラブ連合会の会長様、大野郡PTA連合会の子供の受診ということをお考えまして副会長(母親代表)の方、あとは商工関係の代表の方、自治連合会の代表の方、学識経験者としましては大分大学医学部の教授をしております。経営関係としましては公認会計士の方、救急消防という形もございまして大野郡東部消防本部の消防長、行政関係者等につきましては5町2村の町村長会の代表、5町2村の議長会の代表、あと三重保険所の所長様。以上15名を考えております。第4条以降会議のあり方と次5ページに関係者の出席等規定しておりますが、これは基本的には今の協議会の運営委員規程です。

引き続き第5条ですが報酬及び費用弁償に関する規程でございます。これはA4の資料の7ページに一括して提案をさせていただいておりますが、今、報酬及び費用弁償等に関する

る規程が一律 4,600 円ということにしておりますが、郡内の各町村の条令また多くの委員さんがでている県の委員会との均衡という観点から特に専門的知識を必要と認める委員につきましては日額 8,800 円というふうにしたいという趣旨でございます。以上で説明終わります。

#### 芦刈会長

はい、ただいま議案第 12 号専門委員会の設置規程についてと議案第 13 号報酬及び費用弁償等に関する規程の一部改正について一括してご説明を申し上げましたが、何かご意見、質問等がございますか。ございますか。はい、それでは議案第 12 号、議案第 13 号につきましては原案とおりの決定をさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは早速でございますが、協議事項に入らせていただきます。新規協議といたしまして協議第 9 号、町名・字名の取扱いにつきまして事務局のほうから説明をお願いします。

はい、これにつきましてはもう提案をいたしておる事項でございますので、それぞれの町村で新市まちづくり委員会、あるいは議会特別委員会等でご議論いただいたと思っておりますが、意見等がございましたら出していただきたいと思っております。協議第 9 号の町名・字名の取扱いについて、でございます。はい、どうぞ。

#### 山村委員（犬飼町長）

犬飼町でございます。9 号の内容は提案どおりでいいということでございますが、新市の名前が決まってからのほうがいいのではないかという意見が出ております。それは極端に言いますと豊後、仮の名前を豊後三重市三重町とこうなった時におかしいのではないかというような考えもございますので、新しい市の名称が決まってからのほうがいいのではないかと。ケースとしましては 2 番のケースがいいということでございます。以上です。

#### 芦刈会長

はい、ただいま犬飼町から委員を代表して町長さんから新市の名称が決まってからのほうがいいのではないかという意見でございましたが、事務局、これについて何かいいですか。他にこのことについて今犬飼町さんからはそのような意見が出ましたが、そのほか意見が出た町村はございますか。ありませんか。はい、それでは事務局から、このことについて説明をお願いします。

#### 事務局（企画部会江藤）

企画部会担当江藤でございます。お答えを申し上げたいというふうに思います。今、犬飼町さんからご発言があった件でございますが、具体的な選択数としましてケース 1 からケース 5 までご説明申し上げております。事実上合併準備室、合併協議この概ねの合意をいただきまして個別具体的な分のケース 1 からケース 5 の選択につきましては合併までに調整するというところでございますので、合併準備室の段階でその決定を委ねるというようなことになろうかと思っておりますから、現在、ここに挙げております調整案につきましてご確認をいただけるのでありましたらその方向で個別具体的に今後検討に入ることをご承認いただきたいというふうにご確認いただきたいと思っております。以上であります。

#### 芦刈会長

はい。よございませうか？ それでは今の説明で犬飼町さんについてはご理解をされたということで、よございませうでしょうか？ それでは協議第 9 号町名・字名の取扱いにつきまして原案のとおりご承認をいただける方の挙手をお願いいたします。

はい、挙手全員であります。原案のとおり第9号につきましては決定をさせていただきます。ありがとうございました。

それでは続きまして協議第13号財産の取扱いについて、を議題といたします。ご意見、質問等がございましたらお願いをいたします。はい、三重町を代表して議長さん。

#### 生野委員（三重町議会議長）

三重町の生野でございます。財産の取扱いにつきまして厳しい意見がありましたのでご報告をしたいと思っております。合併までの期間の基金の保有額について基準を明確にすべきではないかと、また先進地事例に習い基準を作るべきで協議再開のため申し合わせ事項等の調整中であることを考慮すれば基金の取扱いに具体的な基準を示されるまで、この件は保留すべきではないかと、また委員会として基金保有額の基準を明確にすることを要望するという意見。そしてまた基準が示されていないのに15日、本日の第7回協議会で決めるのは時期尚早。財産問題は重要な削減の未来標準等。駆け込み事業等の財政問題が原因だった。保留すべきだ。協定の文言があまりにもおおまかすぎる。基準を明確にすべきだ。国保の基金については基準が出ているのに何故この件に基準が示されていないのか。合併するまでに基金が激減することも考えられるので、歯止めをかけるべきだというような6点にあたりまして意見が出ました。従って今回提案のあった財産取扱いについては基金に関する文言が抽象的すぎ、基準が示されるまで継続協議を三重町はお願いいたします。

#### 芦刈会長

三重町からはこのような意見が出たということですが、その他町村としてご意見等ございませんでしょうか。はい、どうぞ犬飼町さん。

#### 山村委員（犬飼町長）

犬飼でございますが、三重町ほど強行ではございませんけれども、要望としまして内容は提案どおりでもいいというふうになっておりますが、要望としましては各町村に財産などの不均衡が大変あると、合併後の事業については不均衡を考慮して特別な活用、建設計画等、連動するとういうような平準化を図るべく実施してもらいたいというようなことでございます。一応要望として出しております。

#### 芦刈会長

その他ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

#### 高野副会長（千歳村議会議長）

あの千歳のほうですが先般13日会合を開きまして、やはり今三重町さんが申されたとおりでありまして、国保のほうと比べると財産取扱いのほうは抽象的というあまりにも暴言といいますが、そういうことを明確にして皆さんが合意のもとに金額をとりなしてでも持ち寄っていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

#### 芦刈会長

千歳村から代表して議長さんから意見が出されましたが、その他ございませんでしょうか？このことについて今意見が出されましたが事務局としての考え方があれば。

#### 赤嶺事務局長

はい、ここに至った経緯につきまして少しご説明をしたいというふうに思います。担当の佐保のほうからさせていただきます。

## 事務局（総務部会佐保）

こんにちは。総務部会佐保といいます。よろしくお願ひします。

それでは私のほうからですね、本日の先般提案をいたしました文言になった経緯、それから年が明けて少し町村長連絡会等で基金の持ち寄り額について、協議を重ねて本日まで来ているわけですが、その辺の経過をご説明申し上げたいというふうに思ひます。まず、基金の持ち寄り額については、昨年6月、それから12月の2回の専門部会。そして幹事会を経て12月25日に提案をいたしましたところであります。昨年12月25日、同日でございますけれども終了後町村長連絡会がございまして、事務局に具体的な持ち寄り額について考え方を示せないかというふうな宿題が出されました。そこで事務局としては年末年始を挟んでこの基金の持ち寄り額についての具体的な案を作成して、そして本年1月6日に直接町村長連絡会でご協議をいただいたところであります。

その中身につきましては、1つはやっぱり先進地事例にございましてように標準財政規模をベースとして、一定割合で基金を持ち寄るということ。

更にもう1つの考え方として標準財政規模と合わせて地方債部分もですね、少し考慮に入れて、勿論公正措置という部分にございましてその分を差し引いての通知を出しまして、そういう両方の見方から定率を決めて持ち寄る。この2つの案を出したわけであります。しかし、1月6日の町村長連絡会の会議ではその短時間にもございまして具体的な措置については結論に至りませんでした。そこで1月9日に大野郡の財政担当課長と財政担当者の会議がございまして、ここで図ってほしいというふうな指示がございまして。1月8日に幹事会がございましてこの件については了承をいただいております。

そして1月9日にその会議を開いてご議論を願ったわけですが、1つはご案内のように昨今の地方交付税の状況、あるいは国が進めております三位一体の改革。こういうことを考えますと非常に厳しい財政状況にあるというご意見がございまして。そして基金そのものがですね、今皆さん方にお知らせしているのは14年末の実績数値にございまして、15年ももう間もなく終わろうとしておると思ひますけれども、数値が動いております。

更に今の段階で16年の当初予算の編成時期を迎えているという、こういう時期にございまして。従って、実質のそれぞれ各町村の今の基金状況がつかめなければ、この議論は結論が出ないのではないかというふうなことであります。

その結果が出るのは当初予算の査定の作業が、大方目途がつく2月上旬ということになるかというふうに思ひます。そして、ご意見があったことを今週の13日町村長連絡会に申し上げたところであります。

そのなかでまあその状況というのはご理解をいただいたというふうに思ひますが、1つは文言はこのままということで、別途まあ協議というふうな形で協議書というような形で具体的な数値を今後早急にそれぞれ各町村長の指示によって財政担当あたりから実質数値を出してもらって検討するということが妥当ではないかという、こういうふうな流れであります。本日の案については先般提案しておりますから具体的な数値についてはこの間ずっと協議してまいりましてなかなか結論が出てないというのが実情にございまして。この会議でその辺の方向を出していただければ幸いですというふうに考えます。以上です。

## 芦刈会長

はい、事務局のほうから協議事項についての三重町それから千歳村で基準を作ってほしいという意見、それから要望として犬飼町から平準化を図ってほしいということに對しましての事務局から今お答えをいただきましたが、ここでちょっと一旦休憩をさせていただきます。

（休憩）

## 芦刈会長

はい、協議を再開します。先ほど、三重町とそれから千歳村さんから基準を作る保有額を確保するという意見がありまして、その他町村の方については特段異論はなかったようですが、ただ今休憩中に協議をいたしたというふうに思っておりますが、まず事務局の説明についてその後の協議の結果を三重町のほうから代表して議長さん。

**生野委員（三重町議会議長）**

休憩中に協議をいたしまして、やはり新年度の予算査定までに一応の基準を決めていただきたい。そして協議書を作ってその中に折り込むということを伺っておりますが、それについては結構でございますが、本日は持ち帰りまして私どもは特別委員会のなかでまた協議していきたいと思っております。

**芦刈会長**

具体的には、例えば次回の協議会が1月29日に予定をしておりますが、例えばそのような時期、時期的には今月末あるいはその協議会に。

**生野委員（三重町議会議長）**

やはり次回の協議会までにはその基準を出していただきたいと思っております。

**芦刈会長**

はい、三重町からは次回の協議会まで基準を示してもらいたいということでございますが千歳村さん。

**高野副会長（千歳村議会議長）**

ただいまの私の方、協議しました結果、やはり今皆さんと同じで早急にですね、出していただき、やはり財政基金というものははっきりしてもらいたいと思っております。よろしくお願ひします。

**芦刈会長**

ただいま2町村からそれぞれご意見が出ましたが、その他ございませんか？

**森委員（清川村長）**

清川村ですが、今言った2町村から出ておりますけども、これもよく分かるのですが、私は基金が確保に向けて持ち寄るということになれば、ほんなら余った基金はどうなのかというこれが心配になるのですが。基金が余ればそれは使っていいのかというようなことになるのか、あるいは事務局提案では正当な財政執行するとともに基金の活用については最小限度に留め、必要な保有額を確保する。

私どもはそれでいいと思っておりますけども、額を決められるとその基金の余った基金がどうなるのか。持ち寄らないのか、あるいは持ち寄るのかという議論を考えなきゃなという気がするのですがね。それでもう1つは財政推計を、2回に渡って精査しながら作りました。そこで16年度末の基金の状態をというのは財政推計の中に大分出ておるわけがありますから。その反故にするわけにはいきませんし、そういうものとの関わり合いというのもこれも大事にしなければいかんのではないかという気は私しております。うちのまちづくり委員会では事務局案でいいのではないかということでありましたので報告をいたしております。

**芦刈会長**

はい、清川村を代表して村長さんからまちづくり委員会でのいろいろな結果ということ

で報告がございました。この財産の取扱いにつきましては、ただ今出されましたような意見でございまして、三重町それから千歳村さんからは継続協議とさせていただきたいという意見でございしますが、他に意見がございしますか？

#### 大塚委員（緒方町新市まちづくり委員長）

緒方のまちづくり委員会でございますが、先ほど事務局からご説明がありましたが、今後具体的な数値等を協議するということでもあります。清川村長さんからも最小限の保有に努力するということから、これは一応原案を確認してそれから後、先ほどの協議をしていただければ十分でなかろうかというふうに思います。

#### 芦刈会長

はい、それで今緒方の委員長さんから出されましたけども、これは先ほど申し上げましたように、それぞれ町村で協議をなされた結果をご報告していただいておりますが、まあ意見がない町村につきましては原案どおりでいいのではなかろうかというような受け止め方を私としてはいたしております。従いましてもうここで採決をさせていただきたいというふうに思っておりますが、その他ご意見ございませんか。

#### 羽田野委員（朝地町長）

朝地町町長ですが、私も清川村長さんの意見に賛成はしております。しかし、三重町さん、それから千歳村さんからそういうふうに継続を審議して、次回までもう一度やっぱり確認してほしいということでもありますから、今日はまず継続審議という形にしておいたほうが、ここで採決をして、これがいいのか悪いのかということになりますと、また、後々尾をひきますので継続審議という方向で対応していただければいいのではないかと、そうすればまた再度帰ってお互いにそこから協議を元に私どもまちづくり委員会の委員長あるいは議長が来ております。そういう方向であったらどうするかということでもた議論をして煮詰めたいというふうに思いますので、採決というよりも継続審議という方向でお願いいたしたいと思います。

#### 芦刈会長

はい、大変すみません。私が今申し上げたのは、継続ということで決を採りたいということをおっしゃったとおりです。すみません。それではこの案件につきましては継続協議ということでもっていただきたいと思いますと思っておりますが、継続協議に賛成の方の挙手をお願いいたしたいと思います。

はい、挙手全員であります。

従いましてこの協議第 13 号につきましては継続協議とさせていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

それでは続きまして協議第 14 号「特別職の身分の取扱いについて」を議題にいたします。はい、すみません、ちょっと待って下さい。

#### 赤嶺事務局長

先ほどの基金の件でお願いであります。次回の協議会で再度協議するという結論を出そうということと、もう 1 点それはよろしいですか。次回の協議会でということ。時期は。

#### 芦刈会長

次回の協議会までに数字を示してもらいたいということですね。

### 赤嶺事務局長

数字を示すためにですね、各町村から具体案を提案していただきたい。それを事務局に持ち寄っていただく。事務局がそれを資料の取りまとめをいたしますのでそういう方向で作業していただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

### 芦刈会長

はい、事務局からのそういう提案、説明でございます。各町村ともそういう方向でよろしく願いをいたします。はい。

### 山中副会長（緒方町長）

ちょっと今、事務局が数値の具体的な数値提案を出してくれという話であったのですが、私はこの点、今これ提案されていることについて取扱いを各町村持ち帰ってその方向性を決めてくれと。そういう理解をしておるのですが。数値を決めるかどうかというのはその後の話になるのか、どうでしょ。ちょっとその辺まとめてくれませんか？

### 赤嶺事務局長

すみません。話の流れからいきますと基準を決めたほうがいいのではないかというような流れにこちら受け止めたので、その基準を決めるためには各町村がそれぞれの町村の具体的提案がないと事務局もなかなか作業ができないという事情がありますので、そういうことでいいのかどうか。ちょっとこの解釈と全然違うとまずいのもう一度よろしくお願いします。

### 芦刈会長

はい、どうぞ。

### 佐伯委員（大野町長）

大野町です。先ほど緒方町長のほうから言われましたが、この協議自体ね、持ち帰って協議をしようということであって数値をどうしようということではないと。継続してこの扱いについてどうするのかということを持ち帰るということが今話しあわれておると思いますがそういう方向でお願いします。

### 芦刈会長

はい、ただいま休憩中に協議をした内容は、三重町としては次回の協議会までに数値を示してほしいと。協議会は次回1月29日でございますからそれまでに数値を示してもらいたいということで意見としてございました。

ですからこれを継続審議といたしまして次回の協議会までに事務局として数値を示す案が出てくるといふふうに解釈をいたしました。従いましてこれについては事務局もそういう解釈をされたといふふうに思っていますが、それについては数値がこの協議になると思いますが、そういうそれぞれの数値目標とそれから手法について。例えば標準財政規模の何パーセントでいくとか、いふことの方向値とそれから数値について各町村で示していただければ事務局としてもやりやすいという、そういった意味だったと思うのですがそういうことですね。はい。

### 森委員（清川村長）

私はですね、その持ち寄ることのいくら持ち寄るといふことでなくて全部持ち寄るといふ財政推計に出ておる数字でおおまかに分かっておるわけでありまして、その額は持ち寄るのではないかといふことでもいいのではないかといふことがうちの意見でありますよと

いうことを申し上げておるのですがね。

仮に 16 年度に財政推計以外に新しい事業で使わなければいけないものがあるならば、ですね。それは新市の協議に基づいて各町村に了解を取って使っていくというような方法なら、それなら私はいいと思いますけど、何のために財政推計かということにも疑いますね。2 回も出させて。しかも 16 年度末の基金の数値を上げている。それから私はその財政建設計画の 5 パーセントや 1 パーセントやとか見込まれたことについて、一律に基金を持ち寄ることについてこれがいくらのものかなあと。じゃあ余った基金はどうなるのですか。持ち寄らないで 16 年度は使っていいのですかということにならせんかというような気がするから言っておるのであって、まあ一律に持ち寄ることについてはちょっと清川としては異議があったという、そういうことを申し上げていただきます。

**芦刈会長**

はい。

**衛藤委員（清川村まちづくり委員長）**

清川村の衛藤であります、今の話ですと清川村と緒方町の意見は全く無くなってしまおうというような気がします。私どもが言っておるのは、やはり財政シミュレーションが出ておるわけですからそれをこの大幅に変更になるような財政運営は慎んで、そして精一杯のものを持ち寄ろうということを清川村は申し上げておるわけです。ちょっと具体的に聞きますが、定値を定めると余った分は使っていいのかということと逆に足りない分は借金して来いというような議論になるのですか？

えっ。そういう形にはまったギクシャクした話をここで持ち出して果たして合併の足しになりますか？ 清川村長が言っておるのは精一杯努力したものを持ち寄りましょうとっているわけで、緒方の意見もこれに近かったと思いますが、今の会長さんの取りまとめですとこの 2 つの意見は全然取り上げてないということになりますけどどうということでありますか？ 従ってそれらも含めて継続かということに私どもは理解をしておりますが、いかがですか。

**芦刈会長**

はい、ちょっと 1 分間、ちょっと待って。

**羽田野委員（朝地町長）**

委員長。

**芦刈会長**

再開します。

**羽田野委員（朝地町長）**

朝地の町長ですけど私も先ほど継続と言ったのは、やっぱりいろんな見方があるわけですから、それをまあ三重町は三重町あるいは千歳は千歳の考え、そして清川は清川、朝地は朝地の考えがあります。だから、そういう時にこれを持ち帰ったらすぐ数値を出してどうするかというのはまた今度持ち帰って話をしなきゃならん問題ですはね。

だからそういうものも含めて諸々含めてこの文言でいいのか、そしていやこれはやっぱりそういう方向になれば三重町さん、千歳さんが言うようにやっぱり数値を決めたほうがいいのかなどという議論もですね、何かこういったことは速やかにいくものではないですかねえ。そうしないとただ持ち帰って議論しても今の町村の考え方では、もうそれより一歩進まんようになれば、また次回協議会を開いてもまた同じことになるわけですから、従っ

ていろんな企画会、例えば幹事会もありますし私ども町村長連絡会もあるわけですから、そのなかでそういうこれまでの意見を踏まえてじゃあどうするか数値を出すのか。そのまままでいくのか。ということをやっぱり練っておかんと次回の協議会がすぐ一方的に決めますよ、ではまたこういう混乱を招くわけですから混乱を招かないためには幹事会なりあるいは私ども町村長連絡会も含めてあるいは拡大のそういう連絡会も含めてやることによって議事を進めていかんとこの問題をそのまま一方的に行くなら、また違う一方の考え方もあるわけですから、なかなかまとまらんとと思います。従って次回の協議会までにはそういう期間会議をもう一度お互い開いて確認をして最終的に方向付けをしていくほうがいいのではないかというふうに今こう思います。まあそういうふうに配慮があればありがたいというふうに思います。

#### 芦刈会長

はい、先ほど清川さん、それから緒方町さん、それから三重町さん、千歳村さんから意見が出ましたが、それを総合的に含めて検討するための継続協議ということにいたしたいと思いますが、再度このことについて挙手をお願いいたします。継続協議、はい、ありがとうございました。はい、以上で協議第13号については終わりたいと思います。

続きまして協議第14号特別職の「身分の取扱いについて」を議題といたします。今のことに、つきましてご意見等がございましたらお受けしたいと思いますが。ありませんか？

#### 委員

ありません。

#### 芦刈会長

はい、原案どおりでということで賛成の方の挙手をお願いいたします。はい、挙手全員であります。このことにつきましては原案どおり決定をさせていただきます。続きまして協議第15号「条令・規則等の取扱いについて」を議題といたします。このことにつきまして意見等はございませんでしょうか。はい…。

#### 生野委員（三重町議会議長）

それでは座ったまま、これはですね全文の表現がおかしいのではないかという意見が出ております。それはですね、条例・規則等の整備方針（案）と書いてありますけども案は別にあるのかどうか、それと1町村に制定されておる条例はどのようにして統一を図るか、その基準等についてです。ここに類似・相違しているもの及び、1町村または複数町村に制定されているものについて、1町村にあるものはどのような形で統一するのか。そういうものについて質問が出ております。

#### 芦刈会長

はい、事務局説明をお願いします。

#### 事務局（総務部会佐保）

はい、ただいまの質問にお答えをしたいと思います。提案本文はお手元にあるとおりでございます。この基になるのはお手元にありますA3の資料の33ページのほうに載せてございます。A3の資料の33ページでございますが、そこに大野郡5町2村合併に関する条例。あっ、申し訳ありません。前回12月25日にお配りをした資料でございます。厚いほうでございます。その中ほどにそれぞれ整備方針案というものを付けております。これは全部協定の文言として提案するのは量が多いからというふうな判断がありまして、こういうふうなことにしております。ただ委員ご指摘のように、この整備方針そのものはこれ全

部が一応整備方針になっておりますから、これとは別にあるということではございませんので、ここはお許しがいただければ文言の訂正をさせていただきたいと思っております。この解釈とすれば、今A4のほうの提案文を見ていただきたいと思いますというふうに思いますが、条例・規則等は次の条例・規則等の整備方針により整備するというのが非常に分かりやすいというかこのとおりでございます。今申し上げた根拠はその33ページの部分でございます。

それから の所もですね、非常に解釈として分かり辛くなっているというふうに思います。 のところでありますが5町2村で似通っているものあるいは違っているものはですね、速やかに統一を図ると、そしてその事業に支障のないように適切な措置を講ずるものとするというのがまず1点であります。

それから1町村または複数町に村設定されているものというのが1町村だけあって後の6町村がないと、そしてあるいは6町村があって1町村がないというふうな部分であるのですが、これについては事業を伴ってそれがいくものでありますからそれは当然新市に引き継ぐのか、或いは引き継がないのかその判断が必要になります。ですからここはその1町村もしくは複数町村の制定されているものについては新市で協議をしていくということになるかというふうに思います。ですから文言の訂正をお許しいただければ、今申し上げました冒頭の部分とそして1, 2, 3というふうにございますが2を2つに分けて類似、相違しているものについては速やかに統一を図ることとし、事務事業の支障のないよう適切な措置を講ずるものが1つ、それから として1町村または複数町村に制定しているものについては趣旨において調整するということ。そして について合併協議会で協議された事項についてはそのような調整方針に従って整備すると。こういうふうの中身的にはそういうことでございますが、協議会の皆様のご了解をいただかなければ定例ということにはなりませんからそのような審議をお願いしたいと思います。以上でございます。

#### 芦刈会長

はい、ただいま事務局のほうから文言の訂正をこの場でお願いをして、ご了解をいただいてご決定をされれば有り難いというご意見でございますが、どうでしょうか。

#### 赤嶺事務局長

口頭でしたので先に審議を進めていただければ、ですね、事務局のほうで打ち変えましてその結果、今日お配りしまして協議していただければというふうに考えております。打ち変えてお配りしますので。それで協議していただければ。

#### 芦刈会長

文言の修正については、今まあ事務局のほうからそういうことで修正をさせていただいてご了解をいただければということでございますが、後ほど皆様方にお配りするということでございますが三重町さん、それでよございませうか？

#### 生野委員（三重町議会議長）

異議なし。

#### 芦刈会長

異議なし。という意見でございますが、そのことについては修正をした後にまた決定をいただきたいというふうに思っております。

それではちょっと協議第15号につきましてはその時間保留をさせていただいて次に移らせていただきます。協議第16号「事務組織及び機構の取扱いについて」を議題といたします。

意見、質問等はございませんでしょうか？ ありませんか？ はい、それでは協議第16

号事務組織及び機構の取扱いについて、原案とおり賛成の方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。挙手全員であります。決定をさせていただきます。

続きまして協議第 17 号一部事務組合等の取扱いについて(その 1)について質問、意見等がございますか。

#### 委員

ありません。

#### 芦刈会長

協議第 17 号一部事務組合等の取扱いについて賛成の方、原案どおり賛成の方挙手をお願いいたします。はい、挙手全員であります。

原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして協議第 18 号「国民健康保険事業の取扱いについて」を議題といたします。質問、意見等ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

#### 浅野委員(朝地町議会議長)

朝地町です。本町も高額療養費の委任払い制度を行っておりますので、この件につきましては実施にあたって予算を伴わないために今後も継続をお願いしたいと事務局をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

#### 芦刈会長

はい、ただいま朝地町さんから委任払い制度についてはまあ予算等も伴わないでこのまま継続をお願いしたいというご意見でございますが、その他ご意見ございませんでしょうか？ はい、どうぞ。緒方町。

#### 大塚委員(緒方町まちづくり委員長)

緒方町のまちづくりですが、この を除いたものにつきましては原案どおりで確認をいただいております。

この についてですね、緒方町としては保険税についてはその不均一課税を導入して、段階的に調整をしていただきたいというのが要望でございます。申し上げますと、町村によって 2 万円の差がある。これはですね、現時点で総合計算をした時にどの程度の金額になるのか、そこ辺が事務局に計算が出来ているかどうか。仮に 1 万円程度一気に値上がるということになりますと、やはりこの高齢者の方、特に年金生活者にとってはですね、大変大きな問題であるということで、ぜひ不均一課税を導入していただきたいというのが要望でございます。

それから今朝地町から出ましたこの国民健康保険高額療養委任払制度ですね。これを緒方町が実施しておりますが、これも残していただきたいという要望でございます。以上です。

#### 芦刈会長

はい、緒方町さんから を除いては原案どおりでいいですがという意見でございました。その他この。はい、どうぞ。

#### 佐伯委員(大野町長)

大野町ですが、3 番目の納期でございますが、新市において 10 期を基本としておりますけども、これはうちでは年間 4 期、6 期というふうな過程をたどりまして、やはり一回の納額ができるだけ負担を軽く納めるようにしていただきたいという要望によりまして、年

12期と、まあ断定の期間があるのですが、12期ということになっております、そこで、非常に12期の納期で喜ばれておりますので、また他に全体の3町村程12期というのがあるようでございますので、10期をぜひ12期というふうに修正をお願い申し上げたいと思います。

#### 芦刈会長

はい、大野町さんからはまず納期、現在年12期ということになっておりますので、これをまあ残していただきたいということのご意見でございます。そのほかございませんでしょうか。はい、その他意見がないようでございますので、この3件について事務局のほう考え方があれば申し上げます。お願いします。

#### 赤嶺事務局長

はい、最初に朝地町さんから出されました委任払制度の件であります、この件につきましては専門部会そして町村連絡会等での議論をいただいているところであります。合併協議会での基本的な調整方針としましては、条例事項のものを中心に協議を行っていくという基本姿勢で臨んでおりますが、それ以外に要綱や制度の運用で行っているものがございます。

こういったものにつきましては今後の合併準備会、仮称であります、合併準備会あるいは合併準備室、いわゆる具体的な作業に入るわけですが、そういったところで具体的な詰めをしていきたいというふうに考えております。

従いまして、委任払制度につきましては緒方町、朝地町、大野町それぞれで実施をされておりますが、これは要綱で定められているということであり、今後の合併準備会で詰めを行っていききたいというふうに考えております。その他のことにつきましては担当のほうから。

#### 事務局（民生部会関谷）

民生部会を担当しております関谷と申します。よろしく申し上げます。

まずの不均一課税ということでございますが、専門部会、幹事会等を経たわけですが、そのなかのいろんな話の中で均一課税合併特例法の中にあります。当然でございますが税率については原則統一とすべきであるという話の経過になっております。そのタイミングとしては新市において合併しましたら、もうそうしましょうということになります。そこでその次、ただし書きがあるのですが、ただ急激な負担増加の緩和は考慮するというのをこの調整内容には加えなければいけませんよという話であります。その趣旨はといいますと一度統一させていただきますと、その前に合併の特例もいろいろと云々がございますが、その中で率が出ています。その後、増加の緩和の分は調整して全体を下げるなり上げるなりというような考えで、ということ踏まえましてこのような内容に各会議の段階を踏まえて上がってきたわけでございます。当然均一課税等の制度もございましてそこでまあご議論いただければ有り難いと思います。

続きまして納期についてですが、今現状が6期から12期まででございますが、その中でなるべく多い納期数、期数自体は多いほうが住民の方々に負担は少ないのではないかとご議論がなされました。10期ないし12期、こちらのどちらかでまとめてはどうかという意見が出まして、その中で仮算定等をやっているかやってないのか、絡みもあるのですが、12期にいたしますと10期の場合も基本的にはそうなのですが、仮算定が当然入ってまいります。そういった絡みもございまして、6期の方が12期に増えるのはどうかという話もございまして、10期を基本としました。10期を基本とするということで、今後の実際の事務で詰めまして、最終的には決めていこうと。だから10期を基本としたいという文言で収まって、この調整案となっている。そういう流れであります。これも本日ご議論いただ

ければ有り難いとそのように思います。以上です。

#### 芦刈会長

はい、ただいま事務局のほうから説明、考え方の説明がございましたとおりでございます。委任払制度につきましては、この協議の代表項目にありますのは条例のみでありまして、そういう要綱、規則等につきましては合併準備会の中で詰めて協議をするということになっております。

それと大野町さんから出されました納期につきましては現状が6期から12期までということで10期と12期でまとめたいということで10期を基本とする中で、事務の詰めをするというような説明がございました。緒方町さんの不均一課税の取扱いにつきましては新市においてということのようでございましたが、そのようなことでいいのですね。もういっぺん緒方町さんから。

#### 事務局（民生部会関谷）

不均一課税につきましては専門会、幹事会の段階では不均一課税は採らない。税率を統一しますよということでありまして。

#### 芦刈会長

そのような説明でございますが、最初の意見もございました朝地町さんは。

#### 羽田野委員（朝地町長）

原案のとおりで。

#### 芦刈会長

原案のとおりでいいということですね。

#### 浅野委員（朝地町議会議長）

事務局さんからの合わせるのはいいのですが、まあできることならば、うちは低いのです。委任払いはいいです。

#### 芦刈会長

はい、委任払については合併事務会で詰めをするということでご了解をいただくということですね。このことについては原案どおりでいい。それから緒方町さんについては。

#### 大塚委員（緒方町新市まちづくり委員長）

緒方町といたしましては先ほど申し上げたとおりでございますが、ほかの町村でこの件については意見が出なかったかどうか。それをちょっとお聞きしたいですが。

#### 芦刈会長

はい、緒方町さんからこのことについてほかの町村。はい、どうぞ。

#### 山村委員（犬飼町長）

犬飼でございますが、1の場合保険料の件でございますが、各町村でもかなりのばらつきがあるように見受けられますので、まあ統一するにあたって負担があまり重くならないような配慮がほしいと。こういうような意見が出ております。

#### 芦刈会長

はい、どうぞ。

**羽田野委員（朝地町長）**

朝地も幹事会等ではこの不均一課税ということを中心してきてということ報告を受けております。しかしながら、新市に移行するということになりますとどっかで基準を決めねばいけないということで。新市の合併と同時にただ税率も新市に関わる市民が同時に負担するという事であるという原則に立った時は仕方がないなということに思っておりますが、ただここにありますように私もこれがいいというのは急激な負担増加の緩和を考慮するという項目が入っておりますので、これについては私どもとしてはまあ当然全体のその保険料というのから考慮しなければいけないだろうと思っておりますが、そういう中に立って7カ町村の中でばらつきがありますので、それをできるだけ急激な、例えば一番低いのが一番高くなっては困るわけですから、そこら辺の考慮をしていただくということの中で、この不均一課税についてはいたしかたなかろうという判断をしたという話を聞いております。

従って私どもとしても急激な負担増加の緩和を考慮してほしいという項目が入っているということの中で、そこら辺を新市になった時にどういう課税をするかということについて、議論をし、できるだけ今負担が少ない所はあまり負担にならないような方法で対応していく必要があるということではまとめております。そういうことです。

**芦刈会長**

はい、まあ緒方町さんのほう、他の町村はどうだったのだろうということに対しての今朝地町さんそれから犬飼町さんから意見が、そういう意見が出たということの報告がございました。

それでは続きまして大野町さん、この納期の修正をお願いしたいという意見、先ほど事務局から説明を申し上げましたがそのことについて。

**佐伯委員（大野町長）**

事務局のほうもこの場でご協議をいただければ有り難いということでございます。10期、12期は6期からすると回数が増えるというケースも。前納制度というのもありますので、できるだけまあ一番サービスは高いほうに合わせるということで12期納税制度があるということはぜひとも基準をお願いを申し上げたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

**芦刈会長**

はい。

**事務局（民生部会関谷）**

すみません、事務局ですが、国保には基本的には前納制度がないということをお話しておきます。以上です。

**芦刈会長**

はい、緒方町さんも協議がいるということ。はい。

**伊藤委員（緒方町議会議長）**

確認ですけど、よろしいですか？

**芦刈会長**

はい。

**伊藤委員（緒方町議会議長）**

急激ないわゆる改善は行わないということなんですが、何年かかけてこれを合わせるという意味合いなのではないでしょうか。それともどこかの水準に合わせるという意味合いなのではないでしょうか。

**芦刈会長**

はい、事務局。

**事務局（民生部会関谷）**

はい、専門部会の話ではどっかに合わせるというわけではなくていったん統一しますと。医療費の部分ですね。納める額、そして今度ここにありますように緩和措置を激変増加の緩和について考慮するという事で設定していることですので、どこかに合わすというのが趣旨ではないということでもあります。

**芦刈会長**

はい、清川さん。

**森委員（清川村長）**

清川村です。清川村も12回の納期となります。ですから10期になれば負担は深くなるということになりますね。まちづくり委員会では12期という意見もあったのですが新市になって統一をするということになれば、10期でもやむをえないかなということ等ですね、ここありますように負担のほうから緩和を考慮し調整するという項目もありますから、それもしようがないかということでもあります。以上です。

**芦刈会長**

はい、それでは大野町さんからできればその場で議論いただきたいということの要望もあるようでございますので、まあ清川の村長さんからも10期もやむをえないというようなこともございまして、そのようなことをご含みいただいて、ちょっと3時5分まで休憩をいたします。その間にご協議をいただければ有り難いというふうに思っております。

（休憩）

**芦刈会長**

それでは協議を再開させていただきます。先ほど休憩中に緒方町さんそれから大野町さんそれぞれご協議をいただいたというふうに思っておりますが、まず協議の結果を緒方町さんのほうからお願いをいたしたいと思っております。

**大塚委員（緒方町新市まちづくり委員長）**

はい、緒方のほうから報告を申し上げます。この医療費の動向及び急激な負担増加の緩和を考慮して調整するという文言がありますが、緒方町ではその文言を捉えてこの不均一課税を導入し段階的に調整してもらいたいという意見が出たわけですが、ですから緒方町としてはこれは継続審議にさせていただきたいというふうに思っております。持ち帰ってまちづくりで十分検討したいと思っております。

**芦刈会長**

はい、ありがとうございました。続きまして大野町さん。

**佐伯委員（大野町長）**

ぜひ、お願いをしたいのですが、今緒方の方が継続ということなのでこれを含めましてですね、継続として協議をいただければ有り難いと思います。

**芦刈会長**

はい、ただいま緒方町さん、それから大野町さん、それぞれ協議の結果の報告はございましたが、両町とも継続協議とさせていただきたいというご意見でございますが、その他の町村の皆様方がでしょうか。

それでは今両町から意見が出されましたが、このことについて継続協議ということに賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。はい、挙手全員でございます。それでは協議第18号国民健康保険事業の取扱いにつきましても、次回で結論を出すということで継続協議といたします。決定をいたします。

それでは続きまして協議第19号介護保険事業の取扱いについて、を議題といたします。ご意見、質問等がございましたらお願いしたいと思います。ありませんか。はい、どうぞ。

**生野委員（三重町議会議長）**

三重町ですがちょっと事務局のほうにお尋ねをいたします。低所得者の保険料の減免はいつ、どのような組織で調整するのかをお伺いします。

**芦刈会長**

はい、事務局今の質問に対して、介護保険です。

**事務局（民生部会関谷）**

保険料の減免の低所得者。今、考えておりますがこの分は準備室のほうで考えていきたいという方向にあります。

**芦刈会長**

はい、合併準備室のほうで検討していきたいということでございます。

**生野委員（三重町議会議長）**

はい、分かりました。

**芦刈会長**

はい、その他の町村の議員さんご意見、質問等はございませんでしょうか。よろしいですか。はい、それでは協議第19号介護保険事業の取扱いについて原案とおり賛成の方の挙手をお願いいたします。はい、挙手全員であります。原案とおり決定させていただきます。

続きまして協議第20号衛生事業の取扱いについて、を議題といたします。ご意見、質問等をお受けいたします。

**生野委員（三重町議会議長）**

三重町ありません。

**芦刈会長**

他にございませんか。はい、協議第20号衛生事業の取扱いについて原案とおり賛成の方

の挙手をお願いいたします。はい、挙手全員であります。第 20 号については原案のとおり決定をさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして協議第 21 号環境対策事業の取扱いについて、を議題といたします。ご意見、質問等はありませんでしょうか。はい、ありませんか。はい、協議第 21 号環境対策事業の取扱いについて原案とおり賛成の方の挙手をお願いいたします。はい、挙手全員であります。原案とおり決定をさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして協議第 22 号社会福祉協議会の取扱いについて、を議題といたします。ご意見、質問等がございましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

#### **羽田野委員（朝地町長）**

はい、朝地であります。社会福祉協議会の取扱いについて、これは私のところでも特に大きな議論がありました。合併するということについてはいいのでありますが、この社会福祉協議会については町村で運営といったらおかしい、しておると思うとそれから別個にしておるといふうなことで、この 5 町 2 村の中ではその位置づけが違ってくる所もあるようであります。従いましては朝地町のように一応私が会長でありましてデイサービスとかいろんな事業を取り扱っておるわけであります。

そうしますと合併をすることによって一律に社会福祉協議会はべっこだということの中で、例えば朝地町のデイサービスができなくなるというようなことになってくると困るかなという、率直な気持ちであります。従いまして、ここにありますようにそれぞれの事情を尊重しながら、ということがありますから、今月の 28 日に関連町村長が集まって社会福祉協議会の協議をするようでありますから、そこで現状のやっぱりサービス、特に社会福祉協議会っていうのは非常に厳しい方々がそこに来てデイサービスを受けたりします。いろんなサービスを受けておるわけありますから、施設のない所、朝地町はそういう施設がないわけありますからそうなりますと社会福祉協議会に頼らざるを得ないということになりますから、そこら辺のことを考慮しながらこの問題については十分議論を深めていってほしいということをお願いしておきたいと。今年 28 日の話の中でもそのことについては強く申し上げたいというふうに思っております。内容の調整についてはそれぞれの事情を尊重しながら合併時に調整を努めるということについては別に異論はありません。以上申し上げておきたいと思えます。

#### **芦刈会長**

はい、今朝地町を代表いたしまして、朝地の町長さんから現状サービスを十分考慮しながら議論いただきたいということの要望が出されました。その他ありませんか。はい、どうぞ。

#### **衛藤委員（清川村新市まちづくり委員長）**

清川村の衛藤であります。朝地町長さんのお話でいいのでありますが、少し付け加えたいわけですが、合併自体が始まった当初から清川村では福祉のサービスがやはり現状から後退するのではないかと、こういうことについてずっとこの清川村では議論が出ておる。まちづくり委員会でも度々そういう議論が出ています。細かく申し上げたいのでありますがこの社会福祉協議会で清川村すべての介護保険からすべての福祉を委託されてやっておるわけですが、従って職員の数もかなりおります。これはですね、きちんとした態度で臨まない職員の方々に動揺が出てくる心配がある。こういうことがあっては、私は合併の趣旨に沿わない、そういうふうに思いますので、この合併、社会福祉協議会の合併協議をもう少しテンポを速めて、会長会議もまだ開かれてない。こういうことでは私は職員の皆さんがですね、非常にこの不安を持っておりますから、そういうことを付け加えておきまして現状からのいささかの後退することのないという福祉が提供できる社会福祉協議会、

これを目指してテンポを速めてもらいたい。願います。

#### 芦刈会長

はい、清川村の代表をいたしまして衛藤委員さんからそのような要望が意見として出されました。その他ございませんか。

はい、それでは朝地の町長さん、清川村の衛藤委員さんにつきましては要望ということでございましてこの協議第22号社会福祉協議会の取扱いについて(その1)については原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。はい、挙手全員であります。原案のとおり決定をさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして協議第23号学校教育事業の取扱いについて(その1)を議題といたします。意見、質問等がありましたらお願いをいたします。ございませんか。はい、どうぞ。

#### 大塚委員(緒方町新市待ちづく委員長)

緒方町でございます。この件につきましては原案に賛成であります。しかし、要望といたしまして2点ほどございますが、この緒方町ではですね、米消費拡大の観点から現在米飯給食にしております。農業情勢が厳しいおりでもございますし、地産地消という目的からですね、今後は米飯給食を極力取り入れていっていただきたいという要望がありました。それから調理場の建設についてですけれども、やはりこの児童に温かいもの、食事を与えるという観点から建設地の検討を十分検討していただきたいということでございます。以上です。

#### 芦刈会長

はい、緒方町のまちづくり委員さんからそのような要望ということであります。はい、どうぞ。

#### 羽田野委員(朝地町長)

実は朝地町もそういう緒方町さんと言われているようなことではありますが、まあ特に今後の課題になろうというふうに思います。まあ朝地町の場合は小中学校の建設とすればそのすぐ側に保育園もあげたい、それから給食調理場も造りたいという計画でございました。しかしながら今後合併ということになりますので、特に給食調理場については老朽化もしておるとこのことの中では早急に対応しなければいかんかなと思います。

従って、いずれにしましても朝地の委員としての要望としてはやはり温かいものを作り食べさせてあげたいというこれは保護者の要望でありますから、そういう要望は申し添えてこれからの1つの課題として捉えてほしいと、特にこれからの新市のまちづくり計画の中ではそういうことも含めた議論をされるだろうというふうに思いますので、そこら辺も含めた1つの議論を今後進めていっていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。よろしく願います。

#### 芦刈会長

はい、ありがとうございました。今朝地町さんからもそのような要望がただ今出されました。その他ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

#### 城井委員(大野町新市まちづくり委員長)

大野町のまちづくりですが、小学校、中学校の通学区域の取扱いですが、特に中学校につきましては当分の間現行にして新市において通学区域の検討を行うということになっておりますが、要望といたしまして現在の町村の中での通学区域をお願いしたいという意見が多数出ておりますので要望としてお願いしたいと思っております。よろしく願います。

### 芦刈会長

はい、大野町さんからもそのような要望が出されております。その他ご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

### 衛藤委員（清川村新市まちづくり委員長）

給食の問題で清川町では議論をされたことが大体朝地町長さんのお話に近いのですが、やっぱり今地産地消とかスローフードとかいわゆる温かいという温度が温かいのもありますけども、児童に食べさせるものは本来親が作るべきものであり、これを給食という形で昼ご飯を食べさせておるわけでありまして、温度が温かいと同時にやっぱり母親の温かさというようなものが給食の中に生かされるべきであろう。従って、ああいう遠いところからですね、どこのお母さんが作ったか分からんようなことにしないように、できるだけ身近な親心のある、しかもその土地でできたものでできるだけ材料を調達して心のこもった給食をすべきである。こういう意見が出ておりますから今後の計画作りの上で生かしていただきたいということでございます。お願いします。

### 芦刈会長

はい、衛藤委員さんからはそのような要望でございます。その他ございませんか。はい、意見もないようでございますが協議第 23 号学校教育事業の取扱いについて（その 1）原案のとおり賛成の方挙手をお願いいたします。はい、挙手全員であります。議案のとおり決定をさせていただきます。ありがとうございました。

それではここで最初にいて協議第 15 号条例・規則等の取扱いについて、が保留となっておりますので、改めました修正の文章を今お配りをいたしております。

はい、お配りをいたしました内容のとおりでございますが再度確認の意味で事務局お願いいたします。

### 赤嶺事務局長

それでは修正案につきまして読み上げていきたいと思っております。

条例・規則等の取扱いについて、条例・規則等は次の「条例・規則等の整備方針」により整備する。5 町 2 村同一の条例・規則等は原則として現行のとおりとする。類似、相似しているものについては速やかに統一を図ることとし、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。1 町村または複数町村に制定されているものについては新市において調整する。合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。以上であります。

### 芦刈会長

はい、今事務局から読み上げて説明、提案を申し上げたとおりでございますが、このことについて意見等はございますか。

### 委員

ありません。

### 芦刈会長

はい、それでは協議第 15 号条例・規則等の取扱いにつきまして原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、挙手全員であります。

協議第 15 号条例・規則等の取扱いにつきましては原案のとおり決定をさせていただきます。ありがとうございました。

以上で新規協議として協議をいただきました 12 件の協議につきまして決定をいただきましてありがとうございました。

それでは続きましてその他につきまして協議第 24 号新市の名称について(その 2)でございますが、協議をいただく前に新市名候補選定小委員会小野幸義委員長から協議経過及び承認を求める事項についての報告を受けたいというふうに思っております。小野委員長よろしくお願いを申し上げます。

#### **小野新市名候補選定小委員会委員長(三重町新市まちづくり委員長)**

ただいまご紹介をいただきました新市市名候補選定小委員会の委員長を仰せ付かりました三重町のまちづくり委員長の小野と申します。よろしくお願いを申し上げます。

この委員会につきましては昨年 4 月 24 日の第 3 回の協議会で承認をされ同日設置されました。その際にこの小委員会は協議会委員のうち各町村の新市まちづくり委員長が 1 名ずつの計の 7 名をもって構成をするということになりました。その後の昨年 12 月 26 日、本日、お見えの各町村の新市まちづくり委員長さん全員出席の中で、第 1 回目の小委員会を開催し、選任より委員長に私、そして副委員長に本日お見えでございます清川村の衛藤康晴委員長さんが選任をされたところでございます。

本日ご報告いたします新市名の応募要領等につきまして協議をいたした次第でございますが、新市はまさしく新市の象徴であり、以来遠方以降に受け継がれるものである。市民に親しまれる名称を厳正かつ慎重な姿勢で選考にあたる所存でございます。なお、応募要領等につきましては、第 1 回の小委員会で決定事項につきましては、事務局から説明をさせますのでどうぞよろしくお願いをいたします。本日協議会において応募要領が承認された場合は、来月から新市名の募集をしたいと考えておりますので、多くの皆様方の応募をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。誠にありがとうございました。よろしくお願います。

#### **芦刈会長**

はい、委員長ありがとうございました。それでは続きまして事務局のほうから詳細な説明をお願いいたします。

#### **事務局(企画部会江藤)**

事務局の江藤でございます。

それでは私のほうからご説明をさせていただきたいと思っております。本日お手元に協議第 24 号協定項目第 3 - 2 号新市の名称について(その 2)ということでお配りしておりますからお開きいただきたいというふうに思います。

その 2 ページからですね。ご説明申し上げたいというふうに思います。この 2 ページ、3 ページにつきましては今委員長の報告がございましたように、去る 12 月 26 日の第 1 回目の新市名候補選定小委員会で決定された事項でございます。

なお、新市名称選定の小委員会につきましては役割としましてこの 2 ページの右下隅に掲載をされておるとも思いますけれども、新市名候補の募集要領及び選定基準の作成、運用。そして新市名の候補の選定。そして 3 番目に賞品及びその贈呈対象者の決定方法の検討ということで、3 つの役割をいただいておりますけれども、こうした役割の中で募集要領につきましてご決定をいただきましたので、本日ご提案を申し上げ承認をいただきたいというふうに思います。

まず 1 点目、今後のスケジュールでございますけれども、募集期間につきましては先ほど委員長の報告にございましたように 2 月 1 日から 3 月 31 日までの 2 カ月間を計画しておこうということございまして、その後 4 月に入りましてその募集結果の集計を行います。そして 4 月の中旬から約 2 カ月間小委員会における選定作業、絞り込みを行いまして、そ

の後6月の上旬から約2カ月間この協議会の中で新市名の決定を具体的にさせていただくという運びでございます。

そして新市名名称の募集要領でございますけれども、まず1点目、周知方法につきまして協議会だより、ホームページ、町村の広報紙そして新聞、ラジオ等をお願いをしたいというふうに思っております。毎月協議会だよりを出しておりますけれどもこの協議会だよりにつきまして全戸配布をしておりますけれども、ちょっと私のほうをご覧になっていただきたいと思っておりますけれども、こうした専門の応募用紙を付けましてこれを各戸、合併協議会だよりのほうに挿入するという事で各家庭に届けるように申したいというふうに思っておりますし、新聞等ですね、この大野郡5町2村の合併協議会が新市の募集に入りましたというふうなことを周知方をお願いをしたいというふうに思っております。

募集方法につきましては今お話ししました専用の応募用紙にまたは官製はがき、ファックス、電子メール等でございます。

4番目の応募資格でございますけれども1点目につきましては、年齢制限は設けません。そして居住地の制限もいたしません。ただし3点目1人1点の応募に限るということでございます。

5番目には名前の表し方でございますけれども、これは漢字、ひらがな、カタカナの組み合わせも自由でございます。応募記載の内容につきましては新市の名称そして命名の理由、あとは応募してくださる個人の名ということでございます。

そして応募上の注意事項でございますけれども、現在の7町村の名称の単独使用はしないでくださいということをお願いしたいというふうに考えております。右のほうに移りまして懸賞等でございますけれども、名付け親賞につきましては1人抽選でということ10万円相当の商品券を差し上げたい。特別賞につきましては抽選に漏れた方も含めまして10名程度、1人1万円の商品券を差し上げたいということでございます。

提出先につきましては合併事務局または役場等々でございます。次のページをお開きいただきたいと思っておりますけれども3ページでございます。具体的なはがき等の記載要領の様式を載せておるところでございます。左側のほうに官製はがき及び応募用紙の表ということでございます。実はこれ縦書きになっておりますけれども現在郵便局と打ち合わせをしております郵便局のほうで全てはがきにはバーコードを入れるというようなことでございまして、これが全て横書きになるということをご確認いただきたいということで、住所から大野郡5町2村合併事務局、新市名称募集係行というところまで全て横書きになりますので、これについてお願いしたいというふうに思います。裏面につきましてはほぼ同様の内容でございます。

先ほどお話ししましたように新市の名前または命名の理由、後は個人の名ということになってございます。そして4番目でございますけれども選定の基準でございますけれども、選定の基準を小委員会のほうで6つほど設けさせ、まず1点目は地域をイメージでき、特徴を表す名称であること、2番目につきましては地域の歴史、文化にちなんだ名称であること、3点目は対外的にアピールでき、知名度の向上が期待できる名称であること、4点目には新市のビジョンや地域住民の理想・願いにちなんだ名称であること、5点目には新市として希望が持て、発展を願う名称であること、6点目にはその他新市にふさわしい名称であること等々であります。

なお小委員会のほうでも決して数が多いものだけで選ぶのではなくこうした基準に沿って選ぼうというようなことも申し合わせしましたし、去る開催されました町村長連絡会のほうでも数だけでは選ばなくてこの選定基準に沿った形で選定をお願いしたいというような要望も出ておるところであります。そうした認識を持ちながら小委員会でも選定をしたいというふうに考えております。

あと、5点目に発表でございますけれどもこれにつきましては選考の経過や結果を踏まえ

て合併協議だよりまたはホームページ等5町2村の広報紙等でもお知らせをしたいというふうに思っておるところでございます。6点目その他でございますけども、この応募された作品の権利につきましては5町2村に帰属するというところでございます。

次のページ4ページでございますけども、これが6つほど現在大分県下の合併協議会の新市名募集に係る記述をさせていただいていることでございますけども、これによりまして小委員会のほうで大野郡5町2村としてはこうあったほうが良いというようなことで議論してまいりましたので、これにつきましてはご覧になっていただきたいと思っております。

以上ざっとで、ありましたけれども新市名称につきまして、の募集要領につきましてご説明を終わらせていただきたいと思っております。

## 芦刈会長

はい、ただいま事務局のほうから協議第24号新市の名称について(その2)といたしまして、新市名の募集要領等につきましてご説明がございました。合わせましてこのことにつきましては本日ご決定をいただきたいということのお願いの言葉もございました。

ただ今、説明を申し上げました内容等でご意見、質問等がございましたらお願いをしたいと思っております。

よろしいですか。はい、

協議第24号新市の名称について(その2)につきまして原案とおり決定について賛成の方の挙手をお願いいたします。

挙手全員であります。

協議第24号新市の名称について(その2)につきましては原案のとおり決定をさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、これから提案事項に移らせていただきます。新たに提案をいたします3件でございますが、まず、最初に協議第25号行政区の取扱いについて、をお願いいたします。事務局説明をお願いします。

## 事務局(総務部会佐保)

はい、総務部会佐保でございます。

それでは私のほうから協議第25号行政区の取扱いについて、ご提案申し上げたいというふうに思います。

今回からそれぞれ協議項目ごとにA4とそれとA3の資料を付けております。その分をお出ししていただきたいというふうに思います。

その協議第25号の部分で4ページを開きいただきたいというふうに思います。

4ページに行政区の取扱いについての基本的な考え方、これを記載いたしております。アンダーラインを引いておりますけども、左の上のほうでございますが行政区については現在の市町村間ではそれぞれの規模或いは区長さんの報酬、助成金の額こういったものが違うという現状がございます。合併時には少なくともその報酬であるとか助成金の額等については統一した基準を定める必要があるということを書いております。

更に行政区につきましては住民の皆さんに十分密接な関わり合いがございまして歴史的な経緯や或いは冠婚葬祭、更には住民総意的な行事あたりもございまして。更には財産あたりもございましてからそういう意味では感情も十分住民感情もあるわけでございますから慎重に調整をしていく。こういうことが必要であることはいうまでもないということもいたしております。そして5町2村が合併後による不均衡が生じないように調整を図る必要があるということでございます。

次の法的根拠についてはいわゆる公共的団体、これを駐在員会であるとか自治会であるかあるいは区長会というようなことを指しますが、ここの分について合併の際は速やかな確立を資するため、その整備を図るようにしなければならないということで特例控除の部

分を記載いたしております。合わせて地方自治法の中でその指揮、監督部分についてのことを書いております。

次に先進事例を書いてございますけども、非常に合併の期限まで非常に期間が短くなってまいりました。佐伯市、日田市、それから竹田、西高と大分県4例を載せてございます。佐伯については、行政区域は現行どおりとするとそれから行政区名は、同一行政区名はその前に旧市町村名を付記し、その他は現行どおりとするというふうなことになっています。

日田市についても2番目には日田郡5町村の自治会の編成は、合併までに事務的に調整するという事で一步前に出ておるような発言をいたしております。ただこれを決める事は自治会の皆さんの意見を十分聞くことが必要だということを書いてあります。

竹田のほうについては、行政区は合併時には現行のとおりとし、必要に応じて合併後協議するというようにしております。

そして西高についても同様に行政区或いは組織については当分の間現行のとおりと、それから配布物については当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。こういうふうなことが4ページには記載をいたしております。以上のことを踏まえて2ページにお返りいただきたいというふうに思います。

2ページでは大野郡5町2村の現状について記載をいたしております。行政区数は三重町の71、清川村の12を筆頭に犬飼町の47まで合計253行政区でございます。

更に駐在員報酬三重町の方でございまして記載をご覧のようになっております。それぞれご覧いただくと分かりますが全部それぞれ組織あるいは末端までの形態こういったものに差があるということがお分かりであろうというふうに思います。この助成金の部分についてのそれぞれ特色がございまして、業務内容についてはおおむね似通ったことになっております。

それから行政区の名称については3ページのほうに一覧表を付してあります。それぞれちょっと3ページ分かりづらいかというふうに思いますが矢印をつけてございます。例えば三重町の欄を見ていただきますと三重町に整理番号に10番という大原という地域がございまして、これは大野町の大原というところと同一の行政区名ということでございます。

更に三重町の57番山田という地区がございましてこの犬飼町のほうの山田という地域と行政区名が同一であると、こういうことでございまして。行政区の合計は253世帯数の合計は14,954戸ということになります。そのことを踏まえて2ページの下のほうにですね、現在の行政区が抱えておる問題点について記載をいたしております。これについてはご案内のとおりで目を通していただきたいというふうに思います。

それからその下に行政区の再編についての意見ということで各町村の行政担当の方から意見を付しております。ここを少しご紹介申し上げますと区の歴史的な事情や冠婚葬祭、住民互助的行事に関する住民感情を十分考慮し、十分に地域の実情を把握して慎重な調整を進める必要がある、住民の意志を尊重して、機が熟すのを待って再編成に取り組むことが大切であると、以下まあ6番までコミュニティーの問題、こういったこともますます必要になってくるということで問題点を記載をいたしております。そこでこの行政区の取扱いについての調整方針の案ということでございまして、1ページのほうお返りをいただきたいと思っております。

行政区の取扱いについては、次のとおりとする。区長、駐在員、自治委員、連絡員等の行政連絡員制度、名称及び業務内容は合併時に統一する、ということにしてます。もう少しこの辺を詳しくご説明を申し上げますと現在の253の行政区はそのままにするということ。それからそれぞれ区長さん、駐在員さん、自治委員さんとか呼び名が全部違いますからこの部分の名称を一緒にしますよ。そしてその制度というふうに捉えますけどもそこは統一をします。そして業務内容についても統一をします。こういう意味であります。それから末端までの配布物がどういふふう流れていくか、そのシステムについて、ござ

いますけども、これについてはそれぞれ専門部会、幹事会、それから先般町村長連絡会も開きましたけども、合併まで1年間わずかな時間しかない中でここを統一していくのは不可能なことではないかというご意見もございました。そういうことを踏まえてここでは現行のとおりということも含んでおるといことでご理解をお願いしたいというふうに思います。それから2番目行政区名の取扱いについては、同一名の場合は、旧町村名を行政区名の前につける。そして3番目行政区の再編については、必要に応じて合併後調整する。以上3点で行政区の取扱いについてご提案を申し上げます。以上でございます。

#### 芦刈会長

はい、ありがとうございました。提案項目1件ずつの質問を受けたいと思います。今の説明についてご質問等はございませんでしょうか。よろしいですか。

はい、続きまして協議26号学校教育事業の取扱いについて(その2)の説明をいたします。事務局お願いします。

#### 事務局(文教部会衛藤)

文教部会の衛藤と申します。よろしく申し上げます。

それでは協議第26号協定項目第46-2号学校教育事業の取扱い(その2)について説明します。今回は私立の幼稚園の就園奨励費補助金をおくことと、公立小学校、中学校の児童、生徒の健康診断の件についてご提案をしたいと思います。それでは3ページをまずお聞きください。

幼稚園の就園奨励費補助金につきましては参考資料の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第2条にありますように幼稚園教育の振興に資するため、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公、私立幼稚園間の保護者負担の格差を是正することを目的としております。2ページにお戻りください。

ここに概要を載せておりますが、現在大野郡5町2村では三重町と犬飼町に私立の幼稚園が1園ずつありますが、2町ともこの制度に基づき奨励費補助を行っているところです。専門部会や幹事会で協議を行った結果としては、この件につきましては国の制度であり、新市においても引き続き行うこととの考えでありますので、私立幼稚園就園奨励費補助金については国の補助制度に基づき、新市に引き継ぐという案でご提案をしたいと思います。

次に健康診断についてであります。まず5ページをお聞きください。

公立の小学校、中学校の児童、生徒の健康診断につきましては、参考資料の学校保健法第1条にありますように健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的としております。現在の健康診断につきましては就学時と毎年定期に行うのがあります。就学時の健康診断につきましては各町村とも学校保健法施行令第2条に検査項目に基づいて行っているところです。また毎学年行う健康診断につきましても各町村とも学校保健法施行規則第4条にあります検査項目に基づいて行っているところです。

4ページにお戻りください。こちらに各町村の児童、生徒の健康診断の概要を載せておりますが、若干町村によって内容が異なるところがあるようです。専門部会や幹事会で協議を行った結果としては国の法律に基づいて、法律に定められていることもあり、当然新市においても統一した内容で行うべきという考えから健康診断については合併までに調整し、合併時に統一するとの案で提案したいと思います。以上提案を終わります。

#### 芦刈会長

はい、ありがとうございました。協議第26号学校教育事業の取扱いについて(その2)の提案説明がございましたが、質問がございましたら受け付けたいと思います。よろしいですか。はい、ありがとうございました。

続きまして協議第 27 号社会教育事業の取扱いについて(その 1)、事務局説明をお願いします。

## 事務局

引き続き説明をさせていただきたいと思います。協議第 27 号協定項目第 48 - 1 号社会教育事業の取扱い(その 1)として、今回は公民館の設置についてと成人式の取扱いについてご提案したいと思います。

まず 2 ページをお開きください。ここでは現在、町村が公民館の設置条例に基づいて管理している公民館や地区公民館の概要を記載しているものです。まず専門部会等で今回公民館の設置として、今後より良い公民館活動を推進するため、また生涯学習の場を提供するため、合併後の公民館のシステム、つまり体系がどうであるべきかという視点で今回専門委員会において協議したところです。3 ページをお開きください。

3 ページとして根拠法令で社会教育法のなかの公民館として目的や公民館の設置者、公民館の事業、公民館設置ということで掲載しておりますが、第 21 条の中で公民館は、市町村が設置すると、公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができることがあります。このようなことに基づいて専門部会等で協議しましたが、まずその新市の公民館の位置づけとして、現在の公民館がこれまでの機能を維持しながら、更に連携を深め、住民のニーズに対応すること。2 点目としてそのためにも新市全域の生涯学習の核となる中央公民館を設置するとともに各地域での助成施設として地区公民館や図書館の整備の拡充を図ること。

3 点目としてこれらをネットワーク化することにより住民に行き届いた情報提供や人材の育成確保に努めながら、画一的な推進体制の確立をしていくことが必要であることなどという意見でまとまりました。従って、幹事会や専門部会案としてこちらに載せてありますが、公民館の設置については三重町の中央公民館を新市の中央公民館にし、その他の中央公民館を地区公民館とする。なお、現在三重町や緒方町、大野町にある地区公民館があるわけですが、それのお取扱いとして幹事会の中で地区公民館のない地域とある地域では格差があるのではないかという面から、地区公民館については生涯学習を推進する拠点として配置を含め、新市において総合的に検討すると。開館時間については現行のとおりとする。休館日については合併までに調整し、合併時に統一する。そういう意見でまとまりました。以上提案を終わりたいと思います。

## 芦刈会長

はい、協議第 27 号社会教育事業の取扱いについて(その 1)を事務局のほうから、どうぞ。

## 事務局

すみません。それともう 1 点公民館の件で、なお、具体的な公民館の事業については現在調整内容を検討中であり、今後協議会に提案したいと思います。それと成人式についてご報告したいと思います。4 ページをお開きください。

4 ページは各町村で行われている成人式の概要について掲載してあるものです。なお、これは 14 年度実績となっております。この成人式については協議のポイントとして開催時期が三重町と他の町村では異なる。開催会場を 1 会場にするのか、複数の会場にするのか。また対象者の要件が緒方町や千歳村が他の町村と異なるがどうするのか。実施内容もどう調整するのかという点について協議を行いました。開催時期については専門部会等では軽装のほうが、負担が少ないと。

また 2 点目に規制を考慮した場合が一番良いのではないかと、また複数町村が実施しているのが 8 月であるということから 8 月の案になりました。次に、開催場所については分散

して開催するよりも合併したという気運を高めるためにも近いところで統一したほうが望ましい。また現在他の市を見ても成人式は1会場で開催している。また対象者の人数を考慮した場合を考えてエトピアおおのでしたらどうかと意見にまとまりました。

上記に書いてありますが、専門部会、幹事会案としては成人式については開催時期を8月とし、開催会場はエトピアおおのとする。対象者の要件及び実施内容については、合併までに調整し合併時に統一するというようになっております。以上提案を終わりたいと思います。

#### 芦刈会長

はい、ありがとうございました。社会教育事業の取扱いについて説明が終わりましたが質問がございましたら、お受けたいと思いますが。

ございませんか。はい、ありがとうございました。

以上で提案をいたしました協議案件3件の説明を終わります。続きましてその他に移らせていただきます。今後のスケジュールにつきまして事務局のほうから説明をお願いします。

#### 赤嶺事務局長

資料1の9ページをご覧くださいと思いますが、次回の合併協議会の開催日は第8回1月29日木曜日午後1時半から緒方町の中央公民館で行う予定であります。よろしくお願いいいたします。

続きまして10ページ、11ページ、12ページであります。前回の協議会で機械的な協定項目の提案スケジュールの機械的な配分をいたしましたスケジュールを示しましたが、今回調整をいたしまして変更1回目ということですが、今後こういったスケジュールで提案をしていきたいというふうに考えております。

ただし、調整の内容によりましてこのスケジュールどおりにいかないということが予想されますので、その辺りはご理解をお願いしたいというふうに思っております。提案スケジュールが変わりましたらその都度、皆様方にお示しをしていきたいというふうに考えております。

13ページをご覧くださいと思いますが、これは1月、2月の日程表を付けております。これが最新版ということで皆様方に今までお配りしております日程表は参考にせず、今回16年1月14日と一番上のほうに書いております、この日程表が最新版ということで今後のスケジュールにしていきたいと思っております。

明日ですが、5町2村のまちづくり委員さんそれぞれのまちづくり委員さんの合同の研修会を行う予定にしております。どうぞよろしくお願いをしたいというふうに思います。以上です。

#### 芦刈会長

はい、ただ今、今後のスケジュールについてということで説明を申し上げましたが、何か質問等ございますでしょうか。

特段ございませんでしょうか。はい、ありがとうございました。

以上で議案として提案をいたしました2件、それから協議案件といたしまして12件、それからその他1件、新たに提案いたします3件につきまして委員の皆様から慎重に審議をいただきまして誠にありがとうございました。委員の皆様方のご協力に感謝を申し上げまして議長の座をおろさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

#### 赤嶺事務局長

はい、ありがとうございました。それでは閉会のごあいさつを千歳村の議長であります

高野副会長、よろしく申し上げます。

**高野副会長**

大変お疲れでした。以上をもちまして第7回5町2村合併協議会を閉会いたします。ありがとうございました。（拍手）

**赤嶺事務局長**

ありがとうございました。この後、町村長連絡会をちょっとしたいと思います。2階のほうに準備しておりますのでよろしくお願いいいたします。

（ 終了 16時00分 ）

議事録署名委員

朝地町町議会議長

緒方町新市  
まちづくり委員長

書 記